

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年4月5日(木)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成
3番	山	本	喜	八郎
4番	中	西	義	晴
5番	吉	川	敏	彦
6番	上	田	幸	子
7番	田	中	壽	嗣
8番	内	田	裕	夫
9番	小	寺		均
10番	西	村		裕
11番	南		和	弘
12番	松	村	敏	彦
13番	林			勉
14番	田	口	洋	輔
16番	南		秀	和
17番	内	田	孝	司
18番	小	森	保	豊
19番	茨	木		清
20番	林		吉	一

4. 欠席委員

2番	村	田	正	己
15番	曾	束	竹	司

5. 会議録署名委員 8 番 内 田 裕 夫
 9 番 小 寺 均

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	梶 原 哲 郎
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	高 橋 華 寿 紀

7. 議 事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(3 条許可)
- 議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(納税猶予 (入口))
- 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について
(利用権設定)
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について
(利用権移転)
- 報告第 1 号 農地形状変更事業について (農地形状変更事業)
- 報告第 2 号 農地の使用貸借解約通知書について
(使用貸借の合意解約)

8. 会議の経過

(田口)

それでは、定刻となりましたが、平成30年第4回久御山町農業委員会定例総会に先立ち、平成30年4月1日付けで、農政に関する部署である農業委員会事務局及び産業課に人事異動がありましたので、ご報告させていただきます。

まずは、農業委員会事務局の人事異動です。

平成27年4月より3年間、事務局長をされておりました「武田局長」が産業課の課長として異動をされます。

武田課長、一言ごあいさつをお願いします。

(武田課長)

～ 武田課長 あいさつ ～

(田口)

続きまして、新たに「農業委員会事務局長」として「子育て支援課」から異動されました梶原局長です。

梶原局長、一言ごあいさつをお願いします。

(梶原局長)

～ 梶原局長 あいさつ ～

(田口)

また、農業委員会と密接に関わり行政の窓口として平成28年4月より2年間お世話になりました産業課の中務課長が国保健康課長に異動されます。

中務国保健康課長、一言ごあいさつをお願いします。

(中務課長)

～ 中務国保健康課長 あいさつ ～

(田口)

今、三人のご紹介をさせていただきました。これからの農業委員会事務局は、局長が「梶原」、局員が「田口」、「中村」、「高橋」の4人体制となり

(田口)

ます。

よろしく願いいたします。

中務課長、武田課長におかれましては公務がござ
いますので、退席されます。

(中務課長・武
田課長)

皆さんどうもありがとうございました。

～ 中務課長、武田課長 退席 ～

(田口)

それでは、これより進行を梶原局長へお渡ししま
す。

(事務局長)

それでは、平成30年第4回久御山町農業委員会
定例総会を、始めさせていただきます。

なお、本日は村田委員、曾東委員から欠席届をい
ただいておりますのでご報告します。本日の出席委
員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化
推進委員6名中5名で、定足数に達していますので、
総会は成立しております。

開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお
願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

○農地法第3条の規定による許可申請について

(3条許可) 3件

○相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

(納税猶予(入口)) 1件

○農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定につ
いて(利用権設定) 5件

○農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定につ
いて(利用権移転) 1件

(会長)

- 農地形状変更事業について
(農地形状変更事業) 1 件
- 農地の使用貸借解約通知書について
(使用貸借合意解約) 1 件

議事に入ります前に、本日の議事録署名委員を指名をいたしたいと思っております。8番の内田裕夫委員、9番の小寺委員。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、議案書に基づきまして議事を進めてまいります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

受付番号2について、事務局より説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる3月26日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- 3番 山本委員
- 5番 吉川委員
- 7番 田中会長
- 8番 内田裕夫委員
- 9番 小寺委員
- 12番 松村委員

事務局2名により実施しております。

それでは、議案第1号受付番号2につきましてもは議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

また別添でお付けしております農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書1ページもご覧になり審議をお願いいたします。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく
お願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号2の案件につきまして、現地
調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地につきましては、特に問題はないも
のと思われれます。

(会長)

議案第1号受付番号2の説明と報告が終わりました。
この件につきまして何か、ご意見ご質問はござ
いませんか。

よろしいですか。それでは、ご意見ご質問もない
ようでございます。

採決に入りたいと思います。議案第1号受付番号
2に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願い
いたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたし
ます。

続きまして、受付番号3について、事務局より説明
を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号3につきまして議案書2ペー
ジをご覧ください。内容につきましては記載のとおり
でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の
写真2ページをご覧ください。2ページの写真ですけ
れども、上部の地図でいいますと、中央下部にござ
います●●●●●●●の土地でございます。下の写
真で申し上げますと左上の写真となっております。

またこれにつきましても、農地法第3条調書2ペ

(事務局)

ージをご覧になり審議をお願いいたします。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、まず現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第1号受付番号3の説明と報告が終わりました。この件につきまして何か、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号3に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして受付番号4について。こちらは、報告第2号受付番号1農地の使用貸借解約通知書について、使用貸借の合意解約と関連する内容でございますので、合わせて事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号4につきましては議案書3ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。

本件の該当地につきましては、使用貸借による権利の設定がされておりましたので、事前に合意解約がなされております。使用貸借の合意解約につつま

(事務局)

しては、報告第2号受付番号1でございますので、議案書12ページをご覧ください。こちらですけれども、平成26年5月1日にご覧の内容で使用貸借の契約がなされておりましたが、この度、米印にありますような形で平成30年2月28日で使用貸借が終了しておるといような案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。審議をお願いいたします。また、これにつきましても、3条調書の3ページの方もご覧になり、審議をよろしくお願いいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、続いてよろしくお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

はい、どうもご苦労様でした。それでは、議案第1号受付番号4の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号4に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして議案第2号相続税の納税猶予に関する

- (会長) 適格者証明願について、納税猶予の入口を議題とします。
- 受付番号6につきまして、事務局より説明をお願いします。
- (事務局) 議案第2号受付番号6につきましては議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。
- 所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページ、3ページ、6ページをご覧ください。
- 会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、この件につきまして現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。
- (●●委員) 議案第2号受付番号6の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
- 本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) 議案第2号受付番号6の説明と報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。
- 筆数が多くあるわけですが、何かございませんか。よろしいですか。それではご意見ご質問もないようでございます。
- それでは採決に入ります。議案第2号受付番号6について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者として判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。
- 挙手全員。よって、適正に管理され適格者である旨、証明をいたします。

(会長)

続きまして議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権の設定を議題といたします。

受付番号27について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号27につきましては議案書5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日5件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号27の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第3号受付番号27の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号27について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いをいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたし

(会長)

ます。

続きまして受付番号28について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号28につきましては議案書6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真8ページおよび、9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を引き続き調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号28の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第3号受付番号28の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それではご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号28について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手全員。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号29と受付番号ひとつ飛びまして31ですね。29と31について、借り手が同

(会長)

じでございますので、まとめて事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号29につきましましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましましては記載のとおりでございます。7ページ議案書にございますとおり、こちら●●●●●●●●●●につきましましては、耕作面積が0となっております。こちらの方は、代表社員であります●●さんが法人成りされたというふうに聞いておりまして、個人経営時の耕作面積につきましましてはカッコ内で書かせていただいております。なお、この法人につきましましては農地所有適格法人であることを申し添えておきます。

所在地につきましましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページをご覧ください。

また、受付番号31につきましましては議案書、1ページ飛ばしまして9ページをご覧ください。内容につきましましては記載のとおりでございます。

所在地につきましましては、詳細地図及び該当農地の写真12ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、続きましてよろしく申し上げます。

(●●委員)

議案第3号受付番号29と受付番号31の案件につきましまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第3号受付番号29と、ひとつ飛びまして受付番号31の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。それでは、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号29、受付番号31について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号30について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第3号受付番号30につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号30の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第3号受付番号30の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号30の可否について、可とすることに賛成の委員さん

(会長)

の挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権の移転を議題といたします。

受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号1につきましては議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、法人成りをされまして、個人の時に借りておられたこの土地を、法人に貸し直すというものでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第4号の現地調査の結果を報告いたします。事務局からありましたとおり、本件、以前の個人から新たな法人、同じ方が立ち上げられた訳でございますので、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第4号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入りたいと思います。

議案第4号受付番号1の可否について、可とする

(会長)

ことに賛成の委員さんの挙手をお願いをいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

ここで本日予定をしておりました議案審議のほうは終わりたいと思います。これより報告に入ります。

報告第1号受付番号1農地形状変更事業について、農地形状変更事業につきまして、事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号1につきましては議案書11ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちら、備考欄にありますとおり、施工期間が3月15日から4月30日となっております。もう着手をされております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号1の報告がありました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。農地の形状変更事業でございます。

よろしいですか。特に、ご意見ご質問もないようでございますので、これで予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後1時57分 終了